

日弁連総第118号  
2015年（平成27年）3月12日

公安調査庁長官 野々上 尚 殿

日本弁護士連合会  
会長 村 越 進

## 要 望 書

### 第1 要望の趣旨

#### 1 事実

「無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律」に基づく公安調査庁によるA宗教団体に対する立入検査について、以下の事実が認められる。

- ① 2009年（平成21年）7月2日の湖南省住居（甲西施設）への立入検査は、午前5時51分から午後11時40分まで17時間49分にわたって行われた。
- ② 2011年（平成23年）8月1日の金沢道場（金沢施設）への立入検査は、名古屋道場（名古屋施設）から責任者を移動させて午後2時46分に開始され、終了したのは午後11時36分であった。

いずれの検査でも、検査が長時間にわたりあるいは深夜に及んだ最大の原因は、施設内のあらゆる物品や文書を提示させて写真撮影するなどの方法がとられたことにあるが、立入検査の目的に照らして、検査のたびにあらゆる物品や文書等の検査を行う必要性があることは疑わしい。仮に、どうしても大量の物品等の検査が必要とされた場合であっても、日没前に開始した立入検査を日没後も継続するには「立入検査の対象者に検査継続を受忍させる高度の必要性」が存在することや「立入検査の対象者の被害を必要最小限度にとどめるための措置」をとることが必要であるところ、「検査継続を申立人に受忍させる高度の必要性」があったとは認め難く、被害を必要最小限度にとどめるための措置として一旦中断して日を改めて再開する方法もあるが、そうした中断や再開が検討された形跡は認められない。

#### 2 人権侵害の可能性と公安調査庁の責務

高度の必要性等を吟味することなく行われた長時間にわたるあるいは深夜に

及ぶ立入検査は、申立人構成員の基本的人権である住居の平穩（憲法35条）やプライバシーの権利（憲法13条）を侵害しているといわざるを得ない。

高度の必要性等を吟味することなく長時間にわたるあるいは深夜に及ぶ立入検査が行われる背景には、立入検査の目的や限界が法文上必ずしも明確になっていないなどの法の不備が介在しており、国会による抜本的見直しと法改正が求められるが、法改正がないからといってこのような立入検査を継続することが許されるものではない。

### 3 要望

よって、当連合会は、申立人に対する立入検査に際して、検査が長時間にわたりあるいは深夜に及ぶことによって、申立人構成員の基本的人権が侵害されることがないように要望するものである。

## 第2 要望の理由

別紙「調査報告書」のとおり。

公安調査庁による立入検査に関する人権救済申立事件

調査報告書

2015年（平成27年）2月20日

日本弁護士連合会

人権擁護委員会

事件名 公安調査庁による立入検査に関する人権救済申立事件（2012年度第39号）

受付日 2012年（平成24年）7月26日

申立人 A宗教団体

相手方 公安調査庁

## 第1 結論

公安調査庁に対して、要望書のとおり、申立人に対する立入検査に際して、検査が長時間にわたりあるいは深夜に及ぶことにより、申立人構成員の基本的人権が侵害されることがないように要望することを相当とする。

## 第2 申立ての趣旨

相手方の違憲・違法・不当な行為により、申立人に所属する会員（以下「申立人構成員」という。）の基本的人権が侵害され、不当な負担を強いられていることを認定した上で、相手方に対して、「申立人に対する立入検査に際しては、法を遵守し、申立人構成員の基本的人権に十分に配慮し、人権を侵害するような違憲・違法・不当な検査を二度と行わないこと」との勧告ないし警告を行うことを求める。

## 第3 申立ての理由（申立人の主張の概要であって、認定した事実ではない。）

### 1 当事者

申立人は、前身であるB宗教団体時代にC開祖が解説した仏教・ヨーガ等の宗教体系を継承する宗教団体であり、「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（以下「団体規制法」という。）5条1項の観察処分、同条4項の期間更新処分を受けており、相手方は、法務省の外局たる行政機関であり、同法7条に基づいて申立人の観察処分の実施に当たっている。

### 2 湖南省住居への立入検査

2009年7月2日、相手方は、滋賀県湖南省所在の申立人の湖南省住居（相手方の呼称は「甲西施設」。以下、申立人の呼称により「湖南省住居」と表記する。）について、団体規制法7条2項に基づく立入検査を行った。

当該立入検査は、同日午前5時51分に開始され、終了したのは同日午後11時40分であり、早朝から深夜にまで及ぶ長時間の検査（17時間49分）であった。

当該立入検査が長時間にわたり、かつ深夜に及んだのは、不必要に細かい検

査が行われたり、一度行った検査を上席の検査官がやり直したりするなど、検査の手際が極めて悪かったためであり、また、以前から湖南省住居に対して検査が繰り返されており、検査対象の物品やデータが、以前と変動したことはないにもかかわらず、全ての物品等に対する検査がなされたからである。

なお、同日午後9時過ぎに、検査開始から立会いを続けていたDが疲労などから昏倒したが、検査が中断されることはなかった。

### 3 金沢道場への立入検査

2011年8月1日、相手方は、申立人の全国29施設（15都道府県）に対して全国一斉立入検査を行ったが、その一環として、石川県金沢市所在の金沢道場（相手方の呼称は「金沢施設」。以下、申立人の呼称により「金沢道場」と表記する。）の立入検査を行った。

当該立入検査は、同日午後2時46分に開始され、終了したのは同日午後11時36分であり、深夜にまで及ぶ長時間の検査（8時間50分）であった。

立入検査当日は、事前の通告がなかったことから、金沢道場の道場長であり、同道場に居住しているEと2名の居住者は名古屋市にある名古屋道場（相手方の呼称は「名古屋施設」。以下、申立人の呼称により「名古屋道場」と表記する。）に赴いており、金沢道場は留守の状態であり、名古屋道場にいたEは、同日午前8時頃に開始された名古屋道場の検査に来ていた検査官から、金沢に赴いて検査に立ち会うよう要請され、その際、「赴かなければ検査忌避を検討する」と言われたことから、金沢道場に向かうことを余儀なくされ、同日午後2時過ぎに到着した直後に検査が開始された。

当該立入検査が長時間にわたり、かつ深夜に及んだのは、上述の経緯のとおり、Eが金沢道場に到着したのが午後2時過ぎになったことに加え、以前から金沢道場に対して検査が繰り返されており、検査対象の物品やデータが、以前と変動したことがないにもかかわらず、全ての物品等に対する検査がなされたからである。

なお、夜に入って、Eは検査の中断を求めたが、検査官は耳を貸さなかった。

### 4 本件各立入検査の違法性

東京地方裁判所平成17年6月24日判決（訟務月報52巻4号1085頁。以下「平成17年判決」という。）は、「団体規制法には、夜間にわたる立入検査について定めた規定はないが、それだからといって、これが無制限に許されるものではないことは明らかである」、「日没前に着手した立入検査を夜間も継続することが許されるとしても、それは原則として、社会通念上、日没前に着手した立入検査の時間延長と評価し得る範囲にとどまるというべきである」と

判示している。

本件各立入検査は、平成17年判決に反する深夜にまで及んだ違法な立入検査であって、申立人構成員の人権を侵害している。

#### 第4 調査の経緯

2012年（平成24年）

7月26日 申立受理

12月25日 人権救済申立書の「人権侵害の事例」中、「信教の自由の侵害」と「深夜に及ぶ検査の実施」に限定して、予備審査を開始

2013年（平成25年）

1月28日 申立人に照会文書発送

2月20日 申立人から回答受理

5月27日 申立人に事情聴取の通知発送

6月12日 申立人構成員から事情聴取

7月23日 予備審査を開始した「深夜に及ぶ検査の実施」の事例中、湖南省住居検査と金沢道場検査について本調査開始

7月31日 公安調査庁に照会文書発送

8月28日 公安調査庁から回答受理

10月17日 申立人に連絡・照会文書発送

10月22日 申立人から回答受理

11月 1日～2日

湖南省住居と金沢道場の現地調査、申立人構成員から事情聴取

2015年（平成27年）

1月 5日 申立人に照会文書発送

1月31日 申立人から回答受理

#### 第5 公安調査庁宛ての照会に対する回答（概要）

当連合会が、相手方に対して、2013年7月31日付けで行った文書照会に対する相手方の2013年8月27日付け回答（公調総発第219号。以下「公安調査庁宛て照会に対する回答」という。）の概要は、以下のとおりである。

##### 1 立入検査の内容について

問 1999年11月12日衆議院法務委員会における政府参考人の国会答弁において、差押えと同じような効果を生じるコピーができないことが確認さ

れているが、コピーと同視しうる帳簿・パソコンの接写を立入検査において行っている根拠を説明されたい。

答 帳簿等の書類やパソコン画面の写真撮影も行うことがあるが、平成17年判決では、「記録内容を検討することが団体の活動状況を明らかにするために必要なのであるから（略）その記録内容が分かるような方法で検査結果を記録する必要があるし、また、記載内容が判読し得るように写真撮影等をして、原告がそれらの書類等を利用することが妨げられるわけではないのであるから、そのような方法により検査の結果を記録することは合理的な方法であるといえる。」と判示されている。国会答弁でも、「必要かつ合理的な範囲内で写真撮影をしたり、あるいは事務所の見取り図をつくったり、こういうことはできると思います」（1999年11月12日衆議院法務委員会における政府参考人答弁）とされている。

## 2 湖南省住居に対する立入検査について

問 湖南省住居（甲西施設。「〇〇施設」は公安調査庁宛て照会に対する回答における表記。以下同じ。）については、2009年7月2日以前にも複数回にわたって検査が行われているが、それ以前の検査と検査対象や検査の方法が異なったというような事情は存在したか。

答 それ以前の検査と比して検査方法等の変更はない。

問 17時間以上に及ぶ長時間の検査が行われているが、立入検査が長時間に及んだ理由はいかなる点に存するか。

答 検査時間を短縮するために、3名の信徒（公安調査庁宛て照会に対する回答における表記。申立人構成員のことをいう。以下同じ。）に対して、同時並行で検査を行えるよう要請したが、信徒がなかなか受け入れなかった。施錠されていた居室の解錠までに2時間以上要し、信徒が検査官が検査対象物に直接接触れることを嫌がったため、信徒を介して取り出したり収納したりし、書類やパソコンのデータのコピーが拒否されたので書類1枚、パソコン1画面ごとに筆写又は写真撮影によって記録せざるを得なかった。信徒の非協力的、反抗的態度によって混乱し続けたことから、長時間を要した。

問 立会人の一人が昏倒したと申立人は主張しているが、そのような事実を認識しているか。どのような対応をしたか。

答 立会人が昏倒した事実は把握していない。

## 3 金沢道場に対する立入検査について

問 金沢道場（金沢施設）の責任者であるEは名古屋道場（名古屋施設）に赴いていたところ、名古屋道場に來ていた検査官から金沢道場での立会いを求

められ、「金沢に赴かなければ検査忌避を検討する」と告げられたとのことだが、このような事実は存在するか。

答 検査着手時金沢施設に信徒は不在だったが、名古屋施設に金沢施設の複数の出家信徒が修行しており、金沢施設の鍵を所持していたため、検査官は、金沢施設の信徒に金沢施設に戻るか名古屋施設の信徒が鍵をもって金沢施設に赴くよう要請した。その際、検査拒否になり得る旨説明した。平成17年判決では、「検査に応じようとするしない団体構成員に対し、公務執行妨害罪又は検査拒否罪に当たると告げて注意することができるのは明らかである。」と判示されている。

問 立入検査は通常予告なしに行われるものであり、立会適格者が不在の場合も想定しうるが、そのような場合、検査に立会いをしないからといって検査忌避には該当しないという理解でよいか。

答 被処分団体は立入検査を受忍する義務を負っており、立入検査は純粋な任意調査とは性質を異にし、施設内の全ての場所に立会人がいなければならないものではない。従って、「立会適格者が不在で立会いができない」などと主張して、検査を拒否することは許されないと考えられる。

実務では、施設の管理者等が不在の場合には、検査官は、施設の所有者又は管理者である被処分団体の信徒に連絡をとり、事情を確認した上で、検査を拒否するか否かの意思を確認する機会を与えている。被処分団体側が検査を拒否すれば、事案に即して検査拒否罪に該当する場合がありますと考えられる。

問 立会人が不在のために開始時刻が大幅に遅くなったものと思われるが、検査は通常通り行われたのか。時間短縮のためにとられた措置などがあれば説明されたい。

答 備品等検査対象物について、他の同様の施設における立入検査と同様に検査をした。

問 名古屋から移動してきたEの体調への配慮はされていたか。Eは検査中断の申入れを行ったと申立人は主張しているが、そのような事実は認識しているか。認識しているなら、どのような対応をとったか。

答 施設内が高温になっていたことから、Eに対し、冷房装置の使用や窓の開放を繰り返し勧めるなどしたが、拒否されたので休憩を入れながら検査を行った。

出家信徒が居住する拠点施設で、検査対象物を隠匿するおそれがあるにもかかわらず現場を封鎖することが困難であった。そこで、検査官は、検査を



迅速に行おうとしたが、同人は、検査を早く終わるように求めながら、検査官からの質問には答えないなどの非協力的態度をとったため、検査に相当程度の時間を要した。

## 第6 当委員会の判断

### 1 団体規制法及び立入検査の憲法上の問題点

#### (1) 団体規制法の概要

団体規制法は、1997年1月、公安調査庁が請求したオウム真理教に対する破壊活動防止法の適用が公安審査委員会によって却下された後、宗教法人法による解散命令や破産決定にもかかわらず、オウム真理教の後継団体や構成員の活動が活発になったことを踏まえ、1999年に制定された法律である。

そのため、同法は、一般的な規律の外観を伴っているものの、「法規範の一般性、抽象性からオウムのための法案と名指しで行うことはしなかった」ものであり、実質的には、「事実上オウムだけ」を対象としたものである（第146回国会における臼井日出男法務大臣の答弁。）。

団体規制法の具体的な内容は、大要、①過去に無差別大量殺人を行った団体につき、再び同行為に及ぶ危険性があると認められる場合に、「その活動状況を明らかにし又は当該行為の再発を防止するために必要な規制措置を定め、もって国民の生活の平穏を含む公共の安全の確保に寄与することを目的」とし（1条）、②上記の「必要な規制措置」として、観察処分（5条）及び再発防止処分（8条）が定められており、観察処分は、5条1項各号の「いずれかに該当し、その活動状況を継続して明らかにする必要があると認められる場合」に、最長3年の期間で決定され、その更新決定も可能とされ、再発防止処分は6か月以内の期間を定めて対象団体の一定の活動を停止させるものとされ、③また、対象団体は報告義務（5条2項、3項）や立入検査受忍義務（7条2項）を負うこととされている。

#### (2) 団体規制法の憲法上の問題

団体規制法による観察処分や再発防止処分は、厳格性を欠いた要件によって団体への規制を認めるもので、結社の自由（憲法21条）、適正手続の保障（憲法31条）に抵触する憲法上の問題をはらんでいる。

この点について、当連合会は、国会に提出された団体規制法案に対し、概要以下の見解を表明している。

ア 1999年11月2日付け「いわゆる『団体規制法案』についてのコメ

ント」

「日弁連は、オウム真理教に対して国民が不安と疑念を抱かざるを得ない現実を十分認識している。」としつつ、「この法案は、簡略な手続、厳格さを欠く要件により、観察処分や再発防止処分など、基本的人権を制限する規制措置ができる点において、憲法上の重要な問題点を含んでいる。日弁連は、立法を基礎づける社会的事実の有無、規制の要件及び手続の適否等を含めて、国会において、冷静、慎重、厳密に、かつ将来への影響も合わせて検討されるべきであると考え。」とした。

イ 1999年11月18日付け「いわゆる『団体規制法案』衆議院可決に関する会長談話」

「当連合会は、現在、住民の中に不安や疑念が存在し、その解消のための対策が必要であることについては十分に理解している。」としつつ、「法律案の定める観察処分や再発防止処分は、その要件に厳格さを欠き、オウム真理教以外の団体にも適用される危険性なしとせず、このような法律案を直ちに成立させる必要性や緊急性が必ずしも具体的に明らかにされていないことなどから、当連合会はこの法律案には憲法上の重要な問題点が含まれていることを指摘してきた。以上の趣旨から当連合会は、国会において、立法のもつ影響をも考え、慎重な審議が行われるよう求めていたところ、衆議院において、適用範囲を限定するための修正が行われ、施行に当たっての濫用を防ぐための附帯決議がなされたものの、短期間の審議において、上記問題点についての多くが十分には解明されないまま審議を終え可決したのは、遺憾といわざるを得ない。この立法のもつ憲法上の重要性に鑑み、参議院においては、慎重な審議がなされることを強く求めるものである」と表明した。

### (3) 立入検査の概要

立入検査は、上記観察処分を受けた場合に、当該団体の「活動状況を明らかにするため特に必要があると認められるとき」に、公安調査庁長官が公安調査官に対して命令し、当該団体が所有し又は管理する土地又は建物に立ち入らせ、設備、帳簿書類その他必要な物件を検査させることができるとされている（団体規制法7条2項）。そして、立入検査は、公安調査官による任意調査（7条1項）で必ずしも具体的な活動状況が明らかにならない場合などに、補充的に認められた権限とされている（「オウム真理教の実態と無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律の解説」79頁・84頁以下。治安制度研究会編著。）。

なお、立入検査は、昨年未までに通算回数285回行われており、その実施結果については、公安調査庁のホームページ上で公表されており、一部を除いては検査時間も公表されている。

#### (4) 立入検査の憲法上の問題

立入検査は、これに対する拒否・妨害・忌避が犯罪とされており(39条)、検査拒否などによって「無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握することが困難」とされると再発防止処分の理由となることがある(8条1項後段)。このような立入検査は、事実上の強制検査であるが、裁判所はおろか公安審査委員会の審査もなく、公安調査庁だけの判断で実施できることになっている。「特に必要があるとき」という抽象的な要件で、第三者機関のチェックを全く経ない事実上の強制検査の権限を公安調査庁に付与したことは、適正手続の保障(憲法31条)や住居の平穏(憲法35条)、プライバシー(憲法13条)、結社の自由(憲法21条)など、憲法に保障された基本的人権を侵害する危険をはらむものである。

#### (5) 小括

上記の問題点にもかかわらず、また、当連合会が参議院における慎重な審議を求めたにもかかわらず、参議院の委員会における審議は僅か3日間で、修正は全く行われぬまま、厳格さを欠く要件と簡略な手続によって基本的人権を制限する規制措置を規定した団体規制法が、憲法21条や31条に抵触する「憲法上の重大な問題点」をはらんだまま成立し、施行されるに至った。

したがって、以下のとおり、本報告書は、観察処分を受けた団体に対する立入検査の性格や限界などについて検討を加えるが、団体規制法及び観察処分、立入検査の合憲性を当然の前提とするものではない。

## 2 立入検査の性格

立入検査は、必要な物件を五官の作用により調査することを意味しており、捜索・差押えと同視されるような直接強制的な行為を行うことはできない。「記録、写真撮影、コピーに関しても、対象物件を押収したのと同様の法的効果をもたらすような態様の記録、写真撮影、コピーは検査として行えないと解される」とされている(「前掲解説」81頁、82頁)。差押えと同じような効果を生じるコピーができないこと、コピーを拒否したからといって直ちに検査妨害にはならないことは、団体規制法案の国会審議でも確認されている(1999年(平成11年)11月12日の衆議院法務委員会における政府参考人の答弁)。

また、立入検査に対する拒否・妨害・忌避が犯罪とされる結果、観察処分を受

けた団体や申立人構成員は、立入検査を受忍する義務を負担しているが、受忍義務を超えて積極的に検査に協力する義務まで負担してはいない。また、許認可事業等についての行政警察権において認められることがある質問権や資料提出命令権は、団体規制法の立入検査では認められていない。

したがって、施設に立入って行う「設備、帳簿書類その他の必要な物件」の検査は、申立人構成員の積極的な協力がなくても実施でき、申立人構成員への質問と応答を介さずに実施できる範囲で行わねばならない。

少なくとも、申立人構成員が積極的に協力しなかったり、質問に答えなかったりしたことをもって、申立人構成員を不利益に取り扱うことは許されない。

### 3 立入検査の限界

#### (1) 立入検査の目的による限界

立入検査は、観察処分を受けた団体の「活動状況を明らかにするために特に必要があると認められるとき」に認められるものであるが（団体規制法7条2項）、団体規制法において、観察処分に付された団体について公安審査委員会によって行われる処分は、①観察期間満了時の観察処分の期間更新（5条4項）、②観察処分の取消（6条）、③再発防止処分（8条）のいずれかである。

したがって、立入検査は、公安審査委員会による次なる処分のための判断資料の収集という目的に必要な限度で行われねばならず、また、必要な検査を終えれば直ちに終了しなければならない。このことは、団体規制法についての衆議院法務委員会において、「政府は、公安審査委員会の職権による観察処分の取消権の適正な行使に資するため、立入検査の実施に当たっては濫用にわたらぬよう、(略)細則を定めること」とした附帯決議がなされたことから裏付けられる。

#### (2) 立入検査の時間的限界

団体規制法は、検査時間や立入検査の開始時刻、終了時刻についていかなる規定もおいておらず、法文上では日没後に検査を開始することや日没前に開始した検査を日没後に継続することも禁止されていない。だからといって、無制限の立入検査が許容されているわけではない。立入検査は、裁判所などの審査を経ることなく、公安調査庁だけの判断で住居等を含めた広範な施設について実施できるものであるから、時間的制約なしの無制限の立入検査を許容すれば、団体構成員の住居の平穩（憲法35条）や、プライバシーの権利（憲法13条）を侵害する危険は極めて大きい。搜索・差押えは、日没前に着手した執行を日没後に継続する場合を除いては、夜間執行の許可がなけ

れば日出前、日没後には執行を行うことができないことになっているが（刑事訴訟法116条）、裁判所の令状に基づく犯罪捜査のための捜索・差押えですら、こうした制約を受けていることと比較すれば、裁判所の審査を経ずに行われる立入検査は、一層厳しい時間的制約を受けるものと考えねばならない。

この点、2001年10月から2003年2月までの間の立入検査について、申立人が深夜に及ぶ検査などを理由に国家賠償を請求した件に関する平成17年判決（判決は請求を棄却したが、申立人は控訴せずに確定した。）は、立入検査の時間的限界について、「団体規制法には、夜間にわたる立入検査について定めた規定はないが、それだからといって、これが無制限に許されるものではないことは明らかである」、「日没前に着手した立入検査を夜間も継続することが許されるとしても、それは原則として、社会通念上、日没前に着手した立入検査の時間延長と評価し得る範囲にとどまるというべき」と判示した。また、平成17年判決は、深夜を含めた長時間の検査について、「これを継続することを立入検査の対象となった建物等の管理者、居住者等に受忍させるに足りる高度な必要があり、これを継続することによる住居の平穏やプライバシーの権利に対する被害を必要最小限度にとどめるための措置が採られていたなどの特段の事情があるときに限り、これが許容されることがあり得るにとどまる」と判示した。

当連合会が指摘しているとおおり、簡略な手続、厳格さを欠く要件による団体規制法の観察処分は、憲法上の重要な問題点をはらんでいるのであるから、その観察処分に基づく立入検査には、少なくとも平成17年判決が明示した時間的限界があると考えねばならない。

つまり、団体規制法に基づく立入検査は、原則として、立入検査は日出後に開始して日没前に終了しなければならない。また、日没前に開始した検査を日没後も継続できるのは、団体構成員に検査継続を受忍させる高度の必要性があり、住居の平穏やプライバシーの権利に対する被害を必要最小限度にとどめるための措置がとられていたなどの特段の事情がある場合に限定されねばならない。

### (3) 立入検査の人権侵害性の判断基準

そこで、湖南省住居及び金沢道場に対する各立入検査について、それぞれ事実を認定した上で、①立入検査の目的による限界と②立入検査の時間的限界の点から、それぞれ当該立入検査の人権侵害性について検討する。

そして、当該人権侵害性の判断に当たっては、団体規制法において、「この

法律は、国民の基本的人権に重大な関係を有するものであるから、公共安全の確保のために必要な最小限度においてのみ適用すべきであって、いやしくもこれを拡張して解釈するようなことがあってはならない。」(第2条)と規定されていること及び、「この法律による規制及び規制のための調査は、第1条に規定する目的を達成するために必要な最小限度においてのみ行うべきであって、いやしくも権限を逸脱して、思想、信教、集会、結社、表現及び学問の自由並びに勤労者の団結し、及び団体行動をする権利その他日本国憲法の保障する国民の自由と権利を、不当に制限するようなことがあってはならない。」(3条1項)との規定が置かれていること、衆議院法務委員会において前記の附帯決議がなされ、参議院法務委員会の附帯決議においても、「立入検査の実施に当たっては、濫用に及ばぬよう、(略)細則を定め、適正な運用に努めること」とされていることを十分に踏まえる必要がある。

#### 4 湖南省住居に対する立入検査の人権侵害性

##### (1) 前提事実

申立人は、2000年に公安審査委員会から観察処分決定を受け、その後、2003年及び2006年、2009年、2012年、2015年にそれぞれ更新決定を受けて、現在も観察処分を受けており、したがって、申立人は本件立入検査当時(2009年7月)も観察処分中であり、相手方は申立人に観察処分に基づく立入検査を行い得る状況にあった。

##### (2) 当委員会が認定した事実

2013年11月1日、当委員会は湖南省住居に赴いて現地調査を行い、湖南省住居検査の際に現地にいた申立人構成員を含む申立人関係者から事情聴取を行ったが、当該事情聴取の結果及び相手方宛て照会に対する回答から認定できる事実は以下のとおりである。

##### ア 本件立入検査に至るまでの立入検査

湖南省住居に対する立入検査は継続的に実施されてきたが、2009年7月2日に行われた本件立入検査の前には、例えば、2007年6月21日に午前5時48分から同日午後2時55分まで(検査時間9時間7分)、また、2008年10月23日に午前6時6分から午後5時42分まで(検査時間11時間36分)、それぞれ実施され(公安調査庁のホームページによる。)、本件立入検査は前回の立入検査から約8か月後に実施されたものであった。

##### イ 申立人に対する立入検査の概要

申立人に対する立入検査は、一般的に、一般検査班・パソコン検査班・

写真撮影班・図面を書く担当に分かれ、まず設備等の写真撮影と図面作成を行い、その後又は併行して、一般検査及びパソコン検査を行うものとされている。

これまで申立人に対して行われてきた一般検査は、祭壇の裏や天井裏を確認するほか、棚にある書類や衣装ケース等に納められた物品まで対象とし、原則としてこれらの写真撮影を行うのが通常であり、写真撮影のため検査対象物を取り出すことは、検査官の指示により立会人（本件では、申立人構成員。以下同じ。）が行っていた。また、特に帳簿書類や現金、通帳が重視され、現金は1円単位まで数え、通帳は全ページを写真撮影することもあった。

パソコン検査は、パソコンの会計情報を確認するものであり、検査官2人1組で行い、対象は前回の検査で撮影した後の帳簿データである。パソコンに詳しい検査官の指示に従い、立会人がパソコンを操作し、前回の検査日以降の画面を写真撮影した。

#### ウ 本件立入検査時の湖南省住居の状況

本件立入検査がなされたとき、湖南省住居は5名の申立人構成員が居住中であり、併せてアジア雑貨の輸入卸を業とするVBシステムの事務所として使用されており、申立人構成員の住居部分とVBシステムの事務所部分は明確に区別できない状態であった（なお、事情聴取時の湖南省住居の使用状況は、検査当時と変わっていないとのことであった。）。

#### エ 本件立入検査当日の具体的検査手順

本件立入検査は、2009年7月2日午前5時51分から、検査官13名のもと開始され、当時施設内にいた申立人構成員3名のうち2名が検査に立ち会い、1名は体調不良を理由に1台のパソコン検査にのみ立ち会った。なお、同日午後9時頃から、湖南省住居から自動車で10分ほどのところにある甲賀市施設に所属する4名の申立人構成員が検査の立会いに加わった。

本件立入検査は応接間兼展示場から開始され、一般検査については、一つ一つの物品について、箱等から取り出させ、並べさせて写真撮影するなどの方法がとられ、この一部屋だけで4時間を要した。また、申立人構成員の住居ともなっている和室の鍵を解錠するまで2時間を要した。

前述のとおり、午後9時に甲賀市施設の4名の申立人構成員が参加して立ち会い後、寝室兼物置場、和室、プレハブの一般検査とパソコン検査を行い、午後11時40分に検査が完了した。

なお、午後0時30分から事務室内のパソコン検査（パソコンの会計情報は1年間で20画面程度であった。）を実施し、1時間程度で終了している。

### (3) 人権侵害性

湖南省住居に対する本件立入検査は、午前5時51分に開始され、午後11時40分に終了したものであり、その検査時間は17時間49分にわたっており、しかも検査は深夜に及んでいる。本件立入検査の問題点は、このように長時間連続し、深夜に及んだ検査が、申立人構成員のプライバシー権や住居の平穩を不当に侵害しないかという点にある。

そこで、上記の立入検査の人権侵害性の判断基準に則して、①立入検査が公安審査委員会による次なる処分のための判断資料の収集という目的に必要な限度で行われており、また、必要な検査を終えれば直ちに終了していたか、②日没前に開始した立入検査を日没後も継続したことについて、「検査継続を受忍させる高度の必要性」や「被害を必要最小限度にとどめるための措置」といった「特段の事情」があるかどうかについて検討することとするが、その前提として、本件立入検査が長時間かつ深夜に及んだ理由について相手方の主張を検討する。

ア 相手方は、本件立入検査が長時間かつ深夜にまで及んだのは、検査時間を短縮するために、3名の申立人構成員に対して、同時並行で検査を行えるよう要請したが、申立人構成員がなかなか受け入れなかったこと、施錠されていた居室の解錠までに2時間以上要したこと、申立人構成員が検査官が検査対象物に直接接触れることを嫌がって申立人構成員を介して取り出したり収納したりし、データのコピーが拒否されたので書類1枚、パソコン1画面ごとに筆写又は写真撮影によって記録せざるを得なかったことなど、申立人構成員の非協力的、反抗的態度によって混乱し続けたことを、その理由として挙げている。そこで、本件立入検査の状況に関する照会に対する申立人の回答、現地での申立人側からの聴き取り調査等における申立人側の立入調査の経緯に関する説明は概ね以下のとおりである。

(ア) 検査当日の朝、湖南省住居には3名の申立人構成員がいた。うち1名は湖南省住居に居住している女性申立人構成員で、この日体調を壊して寝込んでおり、検査立会が困難な状況であった。このため、残る2名が立会いに応じることを申し出た。ただし、残る2名のうち1名（D）は湖南省住居に居住する者ではなく、施設や住居の所在品の位置等について詳細を認識しておらず、もう1名（男性）は湖南省住居の居住者であ



ったが21歳と若く立会いにも不慣れだったので、両名が基本的には一緒に立入検査の立会いを行いたいと申し出た。このため、検査は、1班で、立会人2名が立ち会う方法で開始した。

当初、湖南省住居の一室である和室は申立人構成員個人の居室で施錠されており、最終的に解錠されるまで2時間程度を要したが、その間、別の部屋の立入検査が行われていた。

昼頃になって、他の検査と並行してパソコンのデータの検査を行ったが、この作業は、データのコピーを取る方法を申立人が認めず、一枚一枚の画面を写真撮影する方法によった。このパソコンの検査にあたっては、体調が悪かった女性申立人構成員が一時的に起きてきてパソコン画面の操作を行った。この画面の撮影は会計情報1年分で枚数にして20枚程度であり、1時間程度で終了した。ただし、この検査の際に、女性申立人構成員と検査官のうち1名が言葉遣いの問題などで口論になり、口論の相手方になった検査官1名がパソコンのある部屋から退室し、他の検査官によって検査を続行したことがあった。このやりとりのために一時パソコン画面の検査が中断した。女性申立人構成員は、パソコン操作とその間のやりとりの後、体調が回復しないため、再び自室で休んでいた。

この間、Dと若い男性申立人構成員との2名が立ち会っての検査は続行された。基本的には1班での検査であったが、同室において2班が検査を行ったり、一時は両名が別室に別れて2班で検査が行われたこともあった。特に夕刻になってからは、検査の完了の見通しが立たないことが分かり、また、若い男性申立人構成員も立会いに慣れたこともあり、2名は別々に立会いを行った。

午後9時過ぎになって、Dは、気分が悪くなって立会いの続行が困難になった。そこで、別の居住施設の申立人構成員が湖南省住居に来て、残る1名の若い男性申立人構成員とともに、立会いを行った。新たに立会いに来た申立人構成員は、夜9時過ぎの段階でもなお検査の完了の見通しが立たない状況であることを知り、検査を中断して、後日に続行することを検査の責任者に申し入れたが、受け入れられず、検査は続行され、午後11時40分に終了した。

上記の説明は、詳細かつ具体的で、公安調査庁が主張する事実をその概要では認める部分もあり、概ね事実に沿ったものと認められる。

(イ) 上記の経緯に対して、相手方は、検査が長時間に及んだ理由として、

3名の申立人構成員に対して、同時並行で検査を行えるよう要請したが、申立人構成員がなかなか受け入れなかったことを挙げる。

確かに上記申立人構成員の説明のとおり、当時湖南省市住居には3名の申立人構成員がいたにもかかわらず、3名が別々に立ち会って同時並行で検査をできなかったことは認められるが、1名については体調を壊して寝込んでいたため昼の一部の時間帯のみ立会いができ、他の2名は、1名は居住者ではなく施設の状況を仔細には把握しておらず、1名は若い男性であったので、2名と一緒に立ち会うことを当初から申し入れていたとすれば、これをあながち不当な申し入れということとはできず、検査官もその条件下で検査を開始している。夜9時過ぎに1名が体調を崩してからは、別の申立人構成員が施設に来て立会いを行っているが、体調や施設の状況についての知識などに応じて立ち会える人数が変わることは避けられず、申立人側も、立会いに慣れてからは2名が別の場所で立ち会ったり、体調の悪い者が出たら別の者が来て立会いを続行していたことなどを見ると、ことさら申立人が検査を妨害したとまでは認めがたい。

(ウ) 次に相手方は、施錠されていた和室の解錠に2時間を要したことを検査が長時間となった理由として挙げており、その事実は認められる。しかし、その間、検査が中断していたのではなく、他の部屋の検査が続けられていたので、この点は、検査が長引いた理由とは解しがたい。

(エ) また、相手方は、申立人構成員が検査対象物に検査官が直接接触することを嫌がって申立人構成員を介して取り出したり収納したりし、データのコピーが拒否されたので書類1枚、パソコン1画面ごとに筆写又は写真撮影によって記録せざるを得なかったことも検査に長時間を要した理由となったと説明する。

この点、事実関係は概ねそのとおり認められるが、第6の2項に述べたとおり、団体規制法の立入検査は、必要な物件を五官の作用により調査することを意味しており、搜索・差押えと同視されるような直接強制的な行為を行うことはできない。記録、写真撮影、コピーに関しても、「対象物件を押収したのと同様の法的効果をもたらすような態様の記録、写真撮影、コピーは検査として行えない」と解されている。

また、観察処分を受けた団体や申立人構成員は、立入検査を受忍する義務を負担しているが、受忍義務を超えて積極的に検査に協力する義務まで負担してはいないと解されており、質問権や資料提出命令権は、団

体規制法の立入検査では認められていない。したがって、施設に立ち入って行う「設備、帳簿書類その他の必要な物件」の検査は、申立人構成員の積極的な協力がなくても実施でき、申立人構成員への質問と応答を介さずに実施できる範囲で行わねばならないとされている。

以上の結果、立入検査においては、パソコンの記録内容や書面についてコピーを取る方法によらず、写真撮影や筆記によって必要部分を記録する方法が一般的に採られている。したがって、コピーを拒んだり、物の取り出しを申立人構成員自身が行うこととしてもそのことは法違反や義務違反ともいいがたい。

(オ) 相手方は、その他に、申立人構成員の非協力的、反抗的態度によって混乱したことから長時間を要したとする。

申立人構成員とのやりとりによって検査が中断したものとしては、午後12時30分頃からパソコン画面の写真撮影を行っていた際に、女性申立人構成員と検査官1名の間で口論になり、その検査官が退室したことがあったが、このことによる中断の時間は、パソコン画面の検査も1時間程度で終了していることからみて長時間に及ぶものであったとは解しがたい。また、同時に並行して、他の申立人構成員が立ち会って行われていた他の場所での検査が中断することはなかったから、全体への影響は大きくない。

これ以外には、午後9時過ぎ、朝から検査に立ち会っていたDの気分が悪くなって立会いが続行できなくなった際に、続行を求める検査官との間で口論になり、別住居からの申立人構成員が立会いの応援のためにやってくるまで時間を要したが、この時点で既に午後9時を過ぎており、朝5時51分から立会いを継続していた者が、疲労などにより立会いの続行が困難になったからといって非協力的であるということもいえない。

そもそも、もし申立人構成員が反抗的態度をとって混乱を引き起こし、検査を妨害したというのであれば、検査官の側からすれば検査拒否・妨害・忌避罪に該当する行為として処断できることになるが、こうした措置がとられた事実はない。

(カ) 立入検査の法的性格が、これを受ける側の受忍義務を定めるものの、刑事事件の搜索・差押えのような効力がなく、質問権や資料提出命令権なども規定されていないものであることも前提に、以上のような本件立入検査の状況を見ると、申立人側の妨害や非協力によって検査が長時間となったというような事情は窺われない。

以上のとおり、本件立入検査が長時間かつ深夜に及んだ理由に関する相手方の主張には理由がないといわざるを得ない。

以上の点を踏まえ、上記①及び②を検討する。

イ ①立入検査が公安審査委員会による次なる処分のための判断資料の収集という目的に必要な限度で行われており、また、必要な検査を終えれば直ちに終了していたか

まず、現地調査に際しての申立人構成員からの事情聴取によれば、検査当日の湖南省住居の内部の状況や検査対象である住居内の物品の量は、8か月前に行われ、日没前に終了した、前回の立入検査の際の状況と大きく変動していたものではないとのことであった。この点に関し、相手方も、当連合会からの照会において、「…それ以前の検査と検査対象や検査の方法が異なったというような事情は存在したか」という問いに対し、「それ以前の検査と比して検査方法等の変更はない」旨回答しており（第5，2）、検査対象である湖南省住居の内部の状況や住居内の物品の量に変化がなかったことを認めている。

また、同じく現地調査に際しての申立人構成員からの事情聴取によれば、相手方は、本件立入検査の際に、施設内にある物品等の全てを検査対象としてその検査を行ったとのことであった。上記のとおり、本件立入検査が長時間かつ深夜に及んだ理由に関する相手方の主張に理由がないことからすれば、本件立入検査が17時間もの時間を要し、かつ深夜にまで及んだ理由として、申立人が主張するとおり、本件立入検査の際に、相手方が施設内の物品等の全てを検査対象として検査を実施した可能性があることを否定できないというべきである。

さらに、当連合会からの照会において、相手方は、「書類1枚、パソコン1画面ごとに筆写又は写真撮影によって記録」したことについても認めている（第5，2）。

以上の検討からすれば、本件立入検査において、前年の立入検査のときと施設内の内部の状況や住居内の物品等の量に大きな変動がなかったこと、また、相手方が保管されている物品等を一つ一つ取り出して写真撮影をするなどしたことが認められ、他方で、本件立入検査に際して、施設内の物品等の全てを検査対象とした可能性が否定できないことからすれば、本件立入検査が、公安審査委員会の次なる処分のための判断資料の収集という目的に照らして必要な限度を超えたと断言できないとしても、その疑いが強く残るものといわざるを得ない。

ウ ②日没前に開始した立入検査を日没後も継続したことについて、「検査継続を受忍させる高度の必要性」や「被害を必要最小限度にとどめるための措置」といった「特段の事情」があるかどうか

仮に、本件立入検査が、公安審査委員会の次なる処分のための判断資料の収集という目的に照らして必要な限度を超えたとまではいえない場合であっても、住居の平穏やプライバシー保護との衡量、立会人への負担への配慮を踏まえれば、日没前に開始した立入検査を日没後も継続する場合には、「検査継続を受忍させる高度の必要性」が存在することや「被害を必要最小限度にとどめるための措置」を取ることが必要である。

まず、本件立入検査は、午前5時51分に開始され、その後中断することなく継続して検査がなされたのであって、日没時間までの間に既に相当程度の時間を要して検査が行われていたものである。そして、本件立入検査以前に行われた湖南省住居に対する立入検査においては、前記のとおり、2007年6月21日に行われた立入検査では、午前5時48分から同日午後2時55分までで検査が完了しており（検査時間9時間7分）、また、2008年10月23日に行われた立入検査では、午前6時6分から午後5時42分までで検査が完了していた（検査時間11時間36分）ことからすれば、本件検査において、日没時間を超えて深夜である午後11時40分に至るまで合計17時間49分もの間にわたって、「検査継続を申立人に受忍させる高度の必要性」があったとは認め難いというべきである。このことは、前記のとおり、当連合会からの照会において、「…それ以前の検査と検査対象や検査の方法が異なったというような事情は存在したか」という問いに対し、「それ以前の検査と比して検査方法等の変更はない」旨回答していることから窺われるところである。また、相手方は、その時間帯の適否は別としても、他の立入検査に際して、立入検査を一旦中断する措置を講じていることがある（例えば、2008年10月30日午前8時7分から翌日31日午後6時24分までの間に行われた立入検査において、31日午前0時34分から同日午前10時35分までの間約10時間にわたって検査を中断している例や、同年12月5日午前6時から翌日6日午前1時30分までの間に行われた立入検査において、5日午後4時42分から同日午後10時36分までの間約6時間にわたって検査を中断している例がある。公安調査庁のホームページによる。）。本件立入検査においても、どうしても日没前に終了できないのであれば、被害を必要最小限度にとどめるための措置として、一旦中断して日を改めて再開することも可能

であったと思われ、申立人構成員も夜9時過ぎに検査の中断を申し出ているが、相手方は申出には応じていない。

したがって、本件立入検査において、申立人構成員に日没後に及ぶ検査を受忍させるに足りる高度な必要性がないにもかかわらず、日没後も検査を継続し、また、一旦中断して日を改めて再開する等、被害を必要最小限度にとどめるための措置をとることが可能であったにもかかわらず、当該措置をとらず、その結果、申立人構成員の住居の平穏やプライバシーの権利を侵害したものとわざるを得ない。

#### エ 小括

以上のとおり、本件立入検査は長時間にわたりかつ深夜に及んでいるところ、団体規制法2条及び3条1項に照らし、①立入検査の目的による限界又は②立入検査の時間的限界の点から、湖南省住居に居住する申立人構成員の住居の平穏やプライバシーの権利を侵害しているといわざるを得ない。

### 5 金沢道場に対する立入検査の人権侵害性

#### (1) 前提事実

第6, 4(1)と同じであり、したがって、本件立入検査当時(2011年8月)も観察処分中であり、観察処分に基づく立入検査を受け得る状況にあった。

#### (2) 当委員会が認定した事実

2013年11月2日、当委員会は金沢道場に赴いて現地調査を行い、金沢道場立入検査の際に現地にいた申立人構成員を含む申立人関係者から事情聴取を行ったが、当該事情聴取の結果、Eの陳述書及び相手方宛て照会に対する回答から認定できる事実は以下のとおりである。

#### ア 本件立入検査に至るまでの立入検査

金沢道場に対する立入検査は継続的に実施されてきたが、2011年8月1日に行われた本件立入検査の前には、例えば、2006年6月8日に午前7時50分から同日午後3時37分まで(検査時間7時間47分)、2007年7月5日に午前7時42分から午後6時47分まで(検査時間11時間5分)、2008年10月9日に午前7時46分から同日午後7時32分まで(検査時間11時間46分)、2009年4月16日に午前7時59分から同日午後4時50分まで(検査時間8時間51分)、2010年(平成22年)2月5日午前7時49分から同日午後5時32分まで(検査時間9時間43分)、そして、同年9月4日に午前7時8分から同日午後9時

38分まで(検査時間14時間30分)、それぞれ実施され(公安調査庁のホームページによる。)、本件立入検査は前回の立入検査から約11か月後に実施されたものであった。

イ 申立人に対する立入検査の概要

第6, 4(2)イと同様である。

ウ 本件立入検査時の金沢道場の状況

本件立入検査がなされたとき、金沢道場には、金沢道場長であり金沢道場の不動産所有者であるEと2名の申立人構成員が居住中であつた(なお、事情聴取時の金沢道場の使用状況は、検査当時と変わっていないとのことであつた。)

エ 検査当日の状況とEの名古屋道場からの移動

E及び居住者2名は、検査前日から名古屋道場に来ており、8月1日午前0時から、名古屋道場での修行に参加していた。そのため、全国一斉立入検査が開始された同日午前8時頃、金沢道場は無人の状態であつた。

名古屋道場にいたEは、名古屋道場での全国一斉立入検査の検査官と顔見知りであつたため、検査官から金沢道場に戻って検査に立ち会うよう要請された。Eは当初は拒否していたものの、名古屋の検査官から立会いを拒絶すれば検査拒否になり得る旨説明するなどされたため、やむなく名古屋道場での修業を中断して、午前9時頃金沢道場に向かい、名古屋道場を出発した。

名古屋道場から金沢道場への道程は、JRを利用した通常の行程で3時間30分程度であるが、Eは体調不良で途中下車するなどしたため、金沢道場への到着は午後2時40分頃であつた。

オ 本件立入検査当日の具体的検査手順

本件立入検査は、Eの到着した直後である午後2時46分から開始された。Eが到着した際、金沢道場では検査官2名が玄関前で待ち構えており、その2名を含め検査官は9名であつたが、立会人がE1名であつたため、検査は1班体制で、写真撮影が行われ、その後一般検査が行われた。

E1名に検査官が9名連なって移動する形で各部屋の検査が行われた。各部屋に山積みされている全ての箱の中から内容物を取り出し、写真撮影するということを繰り返した。備品等検査対象物について、他の同様の施設における立入検査と同様に検査を実施した。一般検査については、一つ一つの物品について、箱等から取り出させ、並べさせて写真撮影するなどの方法がとられ、5時間以上の時間を要した。

一般検査が終了し、パソコン検査に入ったのが午後8時頃であった。パソコン検査においては、Eがパソコン操作に不慣れであったことから、同氏は3階居室のパソコン検査に立ち会ったのみであり、2階事務所の事業データ等が保存されている2台のパソコンの検査については、午後11時頃に東京から立会いの応援に来た男性申立人構成員が立ち会い、40分もかからないで終了した。

立入検査が終了したのは午後11時36分であった。

### (3) 人権侵害性

金沢道場に対する本件立入検査は、午後2時46分に開始され、午後11時36分に終了したものであり、その検査時間は8時間50分にわたっており、湖南省住居と比較すれば短時間ではあるものの、一般的には決して短時間とはいえない。他方、終了時刻が午後11時36分であり、本件立入検査は明らかに深夜に及んでいる。本件立入検査の問題点は、深夜に及んだ検査が、申立人構成員のプライバシー権や住居の平穏を不当に侵害しないかという点にある。

そこで、上記の立入検査の人権侵害性の判断基準に則して、①立入検査が公安審査委員会による次なる処分のための判断資料の収集という目的に必要な限度で行われていたか、また、必要な検査を終えれば直ちに終了していたか、②日没前に開始した立入検査を日没後も継続したことについて、「検査継続を受忍させる高度の必要性」や「被害を必要最小限度にとどめるための措置」といった「特段の事情」があるかどうかについて検討するが、その前提として、本件立入検査が深夜に及んだ理由について相手方の主張を検討する。ア 相手方は、本件立入検査が長時間かつ深夜にまで及んだのは、Eが、検査を早く終わるように求めながら、検査官からの質問には答えないなどの非協力的態度をとったため、検査に相当程度の時間を要したと主張している。

この点についてEは、「立会人として検査官について移動していた。ことさら質問に答えないなどの非協力的態度をとったことはない」と述べており、相手方の主張と食い違いが見られる。

この点の真偽を確定することは困難であるが、午後11時36分までかかったとはいえ、午後2時46分に開始された検査がその日のうちに終了していることを考えれば、Eに積極的な検査妨害があったとは考え難い。Eがあくまでも抵抗すれば、検査官の側からすれば検査拒否・妨害・忌避罪に該当する行為として処断できることになるが、こうした措置がとられ



た事実はない。

また、申立人構成員であったEには立入検査を受忍する義務はあっても、積極的に協力する義務はなく、検査官に質問権はないから質問に回答する義務もない。したがって、Eが積極的に検査に協力せず、あるいは検査官の質問に答えなかったことが事実であったとしても、そのことをもって申立人構成員の不利益に扱うことは認められず、このほかに相手方は具体的な非協力的な事実を挙げるものでもないから、申立人構成員のプライバシーや住居の平穩を侵害することが許容されるものではない。

なお、本件立入検査は、立会人の名古屋から金沢への移動という事情があったために、検査開始が午後2時46分という遅い時間に開始されたものであり、日没前に着手した立入検査を継続することについて一定程度の必要性を肯定しうる場合もあろう。しかし、他方、本件立入検査の開始が遅れたのは、たまたま当日、金沢道場に申立人構成員が不在であったという事情によるものであり、申立人構成員に何ら責めに帰すべき事由は存せず、そうである以上、不在のために開始時刻が遅れたことが、申立人構成員に対して深夜に及ぶ立入検査を受忍させる理由にはならないというべきである。

以上のとおり、本件立入検査が深夜に及んだ理由に関する相手方の主張には理由がないといわざるを得ない。

以上の点を踏まえ、上記①及び②を検討する。

イ ①立入検査が公安審査委員会による次なる処分のための判断資料の収集という目的に必要な限度で行われており、また、必要な検査を終えれば直ちに終了していたか

まず、前記のとおり、金沢道場に対する立入検査は少なくとも毎年1回定期的に反復継続して行われているが、現地調査に際しての申立人構成員の説明によれば、本件立入検査当日の金沢道場の施設の状況や施設内の物品の量は、前年の立入検査のときと大きく変動していたものではなく、にもかかわらず、相手方が施設内の物品等の全てを検査対象として本件立入検査を行ったとのことであった。

そして、本件立入検査が深夜に及んだ理由に関する相手方の主張に理由がないこと、また、当連合会の照会において、「立会人が不在のために開始時刻が大幅に遅くなったものと思われるが、検査は通常通り行われたのか。時間短縮のための措置などがあれば説明されたい。」という問いに対し、「備品等検査対象物について、他の同様の施設における立入検査と同様に検査

をした。」旨回答していること（第5，3）からすれば，本件立入検査が深夜にまで及んだ理由として，申立人が主張するとおり，施設の状況等が大きく変動していたものではないにもかかわらず，本件立入検査の際に，相手方が施設内の物品等の全てを検査対象として検査を実施した可能性があることを否定できず，本件立入検査が，公安審査委員会の次なる処分のための判断資料の収集という目的に照らして必要な限度を超えた疑いが強く残るものというべきである。

ウ ②日没前に開始した立入検査を日没後も継続したことについて，「検査継続を受忍させる高度の必要性」や「被害を必要最小限度にとどめるための措置」といった「特段の事情」があるかどうか

仮に，本件立入検査が，公安審査委員会の次なる処分のための判断資料の収集という目的に照らして必要な限度を超えたとまではいえない場合であっても，住居の平穏やプライバシー保護との衡量，立会人への負担への配慮を踏まえれば，日没前に開始した立入検査を日没後も継続する場合には，「検査継続を受忍させる高度の必要性」が存在することや「被害を必要最小限度にとどめるための措置」をとることが必要である。

まず，本件立入検査は，午後2時46分に開始され，その後中断することなく継続して検査がなされたものの，午後2時46分という遅い時間に開始されたことから，このことをもって，日没後も「検査継続を受忍させる高度の必要性」を基礎付ける理由となり得るようにも思われる。しかし，遅い時間に開始されたという理由で日没後も当然に継続が認められるのであれば，例えば，日没直前に立入検査を始めれば，深夜に至るまで立入検査を行うことが可能となりかねない。したがって，遅い時間に開始されたことについて申立人側に責めに帰すべき事由がない場合は，遅い時間に開始されたことを「検査継続を受忍させる高度の必要性」を基礎付ける理由にできないというべきである。本件においても，立入検査の開始が遅れたのは，たまたま当日，金沢道場に申立人構成員が不在であったという事情によるものであるから，申立人構成員に何ら責めに帰すべき事由は存せず，開始時刻が遅れたことをもって，申立人構成員に対して「検査継続を受忍させる高度の必要性」を基礎付ける理由とはなり得ない。

また，上述したとおり，従前，金沢道場に対する立入検査においては，2006年6月の立入検査においては7時間47分，2007年7月の立入検査においては11時間5分，2008年10月の立入検査においては11時間46分，2009年4月の立入検査においては8時間51分，2

010年2月の立入検査においては9時間43分、そして、同年9月の立入検査においては14時間30分、それぞれ時間を要していた。したがって、相手方は、午後2時46分に立入検査を開始すれば、日没前に立入検査が終了しないことを容易に想定できたはずであって、立入検査を行うに当たって、日没後の立入検査をできる限り短縮するよう予め検討することが可能であった。にもかかわらず、相手方は、時間短縮の措置をとることもしないまま、いわば漫然と、日没後も立入検査を継続したものである。このことは、前記のとおり、当連合会の照会において、「立会人が不在のために開始時刻が大幅に遅くなったものと思われるが、検査は通常通り行われたのか。時間短縮のための措置などがあれば説明されたい。」という問いに対し、相手方が「他の同様の施設における立入検査と同様に検査をした。」旨回答していることから窺われるところである。

以上の点からも、本件立入検査においては、立入検査に入ってからあらかじめ想定していなかった事象が突発的に生じた場合などとは明らかに異なり、申立人構成員に対して「検査継続を受忍させる高度の必要性」は存しなかったものといわざるを得ない。

また、上述したとおり、相手方は、その時間帯の適否は別としても、他の立入検査に際して、立入検査を一旦中断する措置を講じていることがある（第6，4，(3)，ウ）。本件立入検査においても、どうしても日没前に終了できないのであれば、被害を必要最小限度にとどめるための措置として、一旦中断して日を改めて再開することも可能であったと思われるが、こうした中断が検討された形跡もない。

なお、相手方は、「出家信徒が居住する拠点施設で、検査対象物を隠匿するおそれがあるにもかかわらず現場を封鎖することが困難」とするが、そうした施設でも、居住スペースの検査を先に終え、未検査の非居住スペースを現状保存のために封印して双方の監視下におくことを申立人と確認して中断するなどの方法は可能であったと考えられる。

したがって、本件立入検査において、申立人構成員に日没後に及ぶ検査を受忍させるに足りる高度な必要性がないにもかかわらず、日没後も検査を継続し、また、一旦中断して日を改めて再開する等、被害を必要最小限度にとどめるための措置をとることが可能であったにもかかわらず、当該措置をとらず、その結果、申立人構成員の住居の平穏やプライバシーの権利を侵害したものといわざるを得ない。

エ 小括

以上のとおり、本件立入検査は深夜に及んでいるところ、団体規制法2条及び3条1項等に照らし、①立入検査の目的による限界又は②立入検査の時間的限界の点から、金沢道場に居住する申立人構成員の住居の平穏やプライバシーの権利を侵害しているといわざるを得ない。

## 6 まとめ

以上のとおり、本件各立入検査は、いずれも、申立人構成員の住居の平穏やプライバシーの権利を侵害しているものであるが、以下の点を付言する。

### (1) 長時間・深夜にわたる立入検査の常態化

公安調査庁のホームページ上で公表されている立入検査の実施結果によれば、検査時間が長時間にわたっているものや、終了時刻が深夜（場合によっては翌朝未明）に及んでいるものが少なくない。

このことは、長時間にわたる検査あるいは深夜に及ぶ検査が例外的なものではなく、ほとんど常態化していることを示している。

### (2) 立入検査をめぐる法の不備と見直しの必要

長時間連続した検査あるいは深夜に及ぶ検査が常態化している背景に、立入検査の目的や限界が法文上必ずしも明確になっておらず、国会審議でも必ずしも明確にされなかったことが介在していることも、指摘されねばならない。

既に述べたとおり、立入検査は、観察処分更新の必要性と取消の必要性、及び再発防止処分の必要性の判断資料の収集に限定されるべきものであるが、法文上ではそのことが明記されておらず、「観察することそのものが目的」のように解され、あるいは「検査官が必要と考えればどんなものでも検査できる」と解される余地も残っている。また、金沢道場に対する立入検査の際に見られたように、施設が不在であった場合に構成員に移動を要求できるかどうかを含めて、立入検査に際しての受忍義務の範囲についても不明確な部分を残している。

さらに、国会での法案審議においても、搜索・差押えと同じような効果をもつ写真撮影やコピーができない旨の答弁が行われる一方で、「必要かつ合理的な範囲内での写真撮影は認められる」旨の答弁も行われており（いずれも1999年11月12日衆議院法務委員会における政府参考人の答弁）、法案審議を通じて検査の限界が明確になったということもできない。

加えて、裁判所の令状に基づく搜索・差押えですら明記されている立入検査の時間的制約についての規定もない。

本件各立入検査が長時間にわたりあるいは深夜に及んだのは、このような

法の不備によるところも大きく、全てを公安調査庁と検査官の責任とするこ  
とも妥当ではない。

当連合会が制定段階から指摘し続けてきたとおり、団体規制法は「憲法上  
の重要な問題点」をはらむ法制であり、立入検査の目的や限界をめぐる法の  
不備は、「憲法上の重要な問題点」の現れにほかならない。

こうした団体規制法には廃止を含めた全面的な見直しが必要であるが、少  
なくとも、本件で問題となっている立入検査については早急に見直しが行わ  
れ、立入検査の目的や限界などを法文上明記する法改正が行われなければな  
らない。

### (3) 公安調査庁の責務

国会が見直しと是正を行うべき法の不備が介在しているからといって、申  
立人構成員の住居の平穏やプライバシーの権利を侵害する危険が大きい長時  
間にわたる検査や深夜に及ぶ検査を続けることが容認されるものではない。

本件各立入検査のような長時間にわたりあるいは深夜に及ぶ立入検査が続  
けられれば、申立人構成員の基本人権を侵害する可能性が大きいばかりか、  
検査官に不合理で不必要な職務行為を漫然と続けさせることを意味している。

公安調査庁は、立入検査の趣旨・目的と限界を踏まえて、検査が長時間に  
わたりあるいは深夜に及ぶことによって、申立人構成員の基本的な人権が侵害  
されることがないようにしなければならない。

### (4) 結論

以上から、当連合会は、公安調査庁に対して、要望書のとおり、申立人に  
対して、立入検査に際して、検査が長時間にわたりあるいは深夜に及ぶこと  
により、申立人構成員の基本的な人権が侵害されることがないように要望するの  
が相当である。

以 上